

町営住宅退去に伴う撤去物一覧

内 容		内 容
増築物の撤去	増築部屋	机
	物置	タンス
	その他の増築物	下駄箱
設備の撤去	風呂桶	その他
	風呂釜	トイレ汲取り(立会時に確認する為、立会日以前に汲取りを業者へ依頼してください。)
	アンテナ	ゴミ処理
	その他	その他
家電製品の撤去 (一例)	テレビ	住宅(町営住宅明渡書を提出ください。)
	冷蔵庫	水道(上下水道課で給水休止の手続きを行ってください。)
	洗濯機	電気(契約先へ解約又は異動手続きを行ってください。)
	エアコン	ガス(契約先へ解約又は異動手続きを行ってください。)
	ストーブ	電話回線(契約先へ解約又は異動手続きを行ってください。)
	照明器具	その他
	その他	住宅の修繕
※内容については、あくまで一例です。		住宅内外部※経年劣化による損傷以外の場合
		その他
		防災行政無線返却※設置があれば結構です。
		住宅の鍵(複製した合鍵も含めて立会日にお渡しください。)

- ①撤去していいか分からぬ物があったり、修繕が必要か不明な場合は建設課までご連絡ください。
- ②畳と襖については、交換費用として1枚あたり5,000円を頂戴する場合がございます。
- ③庭等に植栽した木についても、必ず除却してください。
- ④必ず退去の立ち会いを受けてください。そうでない場合、退去手続きが未完了のままとなり、使用料(家賃)がかかり続けることになります。